

北九州広域都市計画地区計画の決定(北九州市決定)

都市計画舞ヶ丘一丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	舞ヶ丘一丁目地区地区計画	
位 置	北九州市小倉南区舞ヶ丘一丁目地内	
面 積	約0.9ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、北九州市小倉南区の九州自動車道小倉東ICから南西に1.5km、JR安部山公園駅から南に2.0kmに位置し、バス路線にもなるなど交通アクセスが良好な地区である。また、舞ヶ丘団地の西側に位置し、道路や上下水道などの公共インフラも整備されており、住宅や倉庫等が建築され、既成市街地が形成されている。</p> <p>本地区計画は、当地区の良好な生活環境を維持・保全し、周辺地域に配慮した街区の形成を図ることを目標とする。</p>	
及 び 区 域 の 整 備 開 発 の 方 針	土 地 利 用 の 方 針	現状の良好な環境を維持しつつ、中低層住宅及び業務施設を主体とした土地利用を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	中低層住宅及び業務施設を主体とした良好なまちづくりを行うため、建築物等の用途の制限を行う。
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 2 病院の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が15,000㎡を超えるもの 3 老人ホームの用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 4 保育所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
	建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、地区内及び周辺の環境に調和した落ち着いたものとする。
	備 考	福岡県策定の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で定められた「大規模集客施設」について、立地を抑制するものとする。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

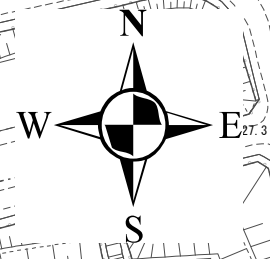
当地区は、北九州市小倉南区の九州自動車道小倉東ICから南西に1.5km、JR安部山公園駅から南に2.0kmに位置し、バス路線にもなるなど交通アクセスが良好な地区である。また、舞ヶ丘団地の西側に位置し、道路や上下水道などの公共インフラも整備されており、住宅や倉庫等が建築され、既成市街地が形成されている。

本地区計画は、当地区の良好な生活環境を維持・保全し、周辺地域に配慮した街区の形成を図るため、適正な規制及び誘導を行うものである。

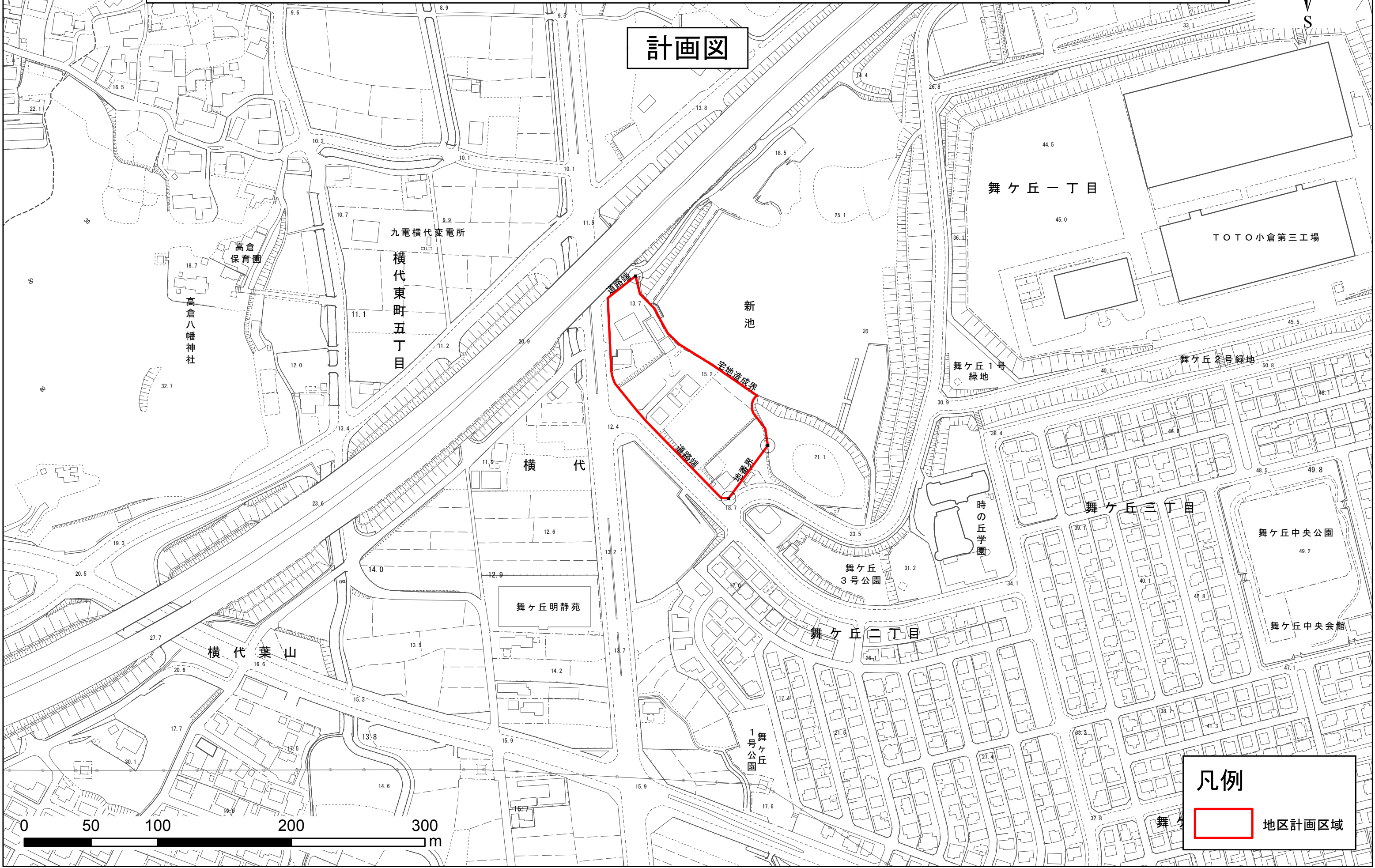
当初：令和6年7月30日 告示第328号

北九州広域都市計画 舞ヶ丘一丁目地区地区計画の決定(北九州市決定)


S = 1/2,500



計画図



凡例

 地区計画区域